令和４年度
健全化判断比率･資金不足比率算定結果

◆令和４年度の決算に基づく「健全化判断比率」は、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

（単位：%）

区　　分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	１５．００	２０．００
連結実質赤字比率	—	２０．００	３０．００
実質公債費比率	５．２	２５．０	３５．０
将来負担比率	６．０	３５０．０	—

※　実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額がなく算定されないため「—」で表示しています。

① 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等の実質収支は黒字であり、また、公営企業会計の資金不足も生じておらず、該当はありません。

② 実質公債費比率は、３カ年平均の比較では、令和元年度の単年度比率（4.6%）が算定期間から外れたことで0.2ポイント増となりました。単年度の比較では、算定分母の標準財政規模が前年度比196,712千円減となったことで、0.3ポイント増の5.9%となりました。なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが、財政再生基準を上回った場合、一部の起債発行が制限されます。

算定年度	H28決算	H29決算	H30決算	R01決算	R02決算	R03決算	R04決算
実質公債費比率（3カ年平均）	6.1	5.3	5.0	4.5	4.6	5.0	5.2

③ 将来負担比率は、水道事業会計における浄水場改修事業の起債により、将来負担額が104,103千円13%増加しましたが、一般会計における地方債残高及び退職手当負担見込額において減額となったことや、財政調整基金や減債基金、公共施設保全基金において積み増しを行ったことなどにより、算定比率が9.7ポイント下がりました。

算定年度	H28決算	H29決算	H30決算	R01決算	R02決算	R03決算	R04決算
将来負担比率	16.3	18.6	12.9	24.1	26.8	15.7	6.0

◆各公営企業における「資金不足比率」は、下表のとおり令和４年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、算定されませんでした。

（単位：%）

特別会計の名称	資金不足比率	早期健全化基準
石川町水道事業会計	—	２０．０
石川町宅地造成事業特別会計	—	

健全化判断比率等の算定方法

【健全化判断比率】

◇実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額（ 0 千円）}}{\text{標準財政規模（ 4,908,912 千円）}}$$

※実質赤字額はなし

・一般会計等　：一般会計及び土地開発事業特別会計
・実質赤字の額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
・標準財政規模：標準税収入額等＋普通交付税交付決定額＋臨時財政対策債発行可能額

（注）標準財政規模：地方税や地方交付税等の財源の規模
⇒地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額

◇連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（ 0 千円）}}{\text{標準財政規模（ 4,908,912 千円）}}$$

※すべての会計で実質赤字（資金不足）がないため連結実質赤字額はなし

・連結実質赤字額：①と②を合算した額
① 一般会計等、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の実質赤字の合計額
② 水道事業会計、簡易水道事業特別会計及び宅地造成事業特別会計の資金不足額の合計額

◇実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率（単年度）} = \frac{\text{〔地方債の元利償還金（ 766,971 千円）＋準元利償還金（ 131,880 千円）〕 －〔特定財源（ 9,686 千円）＋元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（ 638,677 千円）〕}}{\text{標準財政規模（ 4,908,912 千円）－元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（ 638,677 千円）}}$$

$$\text{実質公債費比率（３ヵ年平均）} = \frac{\text{R02 年度（4.27140%）＋R03 年度（5.57434%）+R04 年度（5.86591%）}}{3}$$

・準元利償還金：①、②、③、④、⑤の合計額
① 満期一括償還地方債における１年当たりの元金償還金相当額
② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
③ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
⑤ 一時借入金の利子

◇将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額（ 9,903,987 千円）} - \text{〔充当可能基金額（ 2,902,991 千円）} + \text{特定財源見込額（120,996 千円）} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額（ 6,621,644 千円）〕}}{\text{標準財政規模（ 4,908,912 千円）} - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（ 638,677 千円）}}$$

・将来負担額：①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧の合計額

① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費等に係るもの）

③ 一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元利償還に充てる当該団体からの負担等見込額

⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

⑦ 連結実質赤字額

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第２４１条の基金残高

・特定財源見込額：将来負担額として計上されている地方債現在高に対して、その償還に充てることができる国庫支出金や公営住宅使用料等の特定の歳入見込額

【資金不足比率】

◇法適用企業

$$\text{資金不足比率（水道事業会計）} = \frac{\text{資金の不足額（ 0 千円）}}{\text{事業の規模（ 262,461 千円）}}$$

※資金不足額はなし

・資金の不足額（法適用企業）：（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

・事業の規模（法適用企業）：営業収益の額－受託工事収益の額

◇法非適用企業

$$\text{資金不足比率（宅地造成事業会計）} = \frac{\text{資金の不足額（ 0 千円）}}{\text{事業の規模（ 27,998 千円）}}$$

※資金不足額はなし

・資金の不足額（法非適用企業）：（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

・事業の規模（法非適用企業）：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
資本の額に相当する額＋負債の額に相当する額